

※条例に盛り込まれた特記すべき事項は次のとおりです。

### ①議員の活動原則

矢吹町議会議員としての責務を果たしていくために、その活動上の原則を掲げたものです。特定の地域、団体及び個人の代表者としてではなく、町民の代表者であるという観点から、議員としての品位と資質向上について明確化しています。また、合議制の機関を構成する議員としての立場から、広範な情報を収集し、多様な町民意見を把握することにより、最適な決定を議会が行っていただけるよう、議員一人ひとりがそれぞれの職務を遂行していくことを規定しています。

### ②議会報告会

議会活動の説明責任を果たすため、議会自らが積極的に地域に出向き、直接、町民に対して政策提言など議会活動の状況を報告し、町政に関する情報を提供するとともに、町民の関心や意見を直接お聴きする貴重な機会として議会報告会と位置づけて実施していくことを規定しています。なお、議会報告会の開催要領等については、別に定めることにしています。

### ③政務活動費

地方自治法を根拠とする政務活動費の交付に関して、別に定める条例、規則を遵守し、公正性、透明性の観点から、政務活動費による視察についてはその目的、成果を公開するとともに、収支報告書については、町議会ホームページへの掲載や、領収書等の公開については矢吹町情報公開条例に準じて行うことについて規定しています。

※「矢吹町議会政務活動費の交付に関する条例」(案)の制定が必要。現在は未実施。

## 関連する条例や規則

基本条例制定に従って、今後改正や制定が必要なものを示します。例えば政務調査費の交付は条例の制定が必要になります。

### 条例等の名称

- 矢吹町議会政務活動費の交付に関する条例(案)
- 矢吹町議会委員会条例の一部を改正する条例(案)
- 矢吹町議会図書室規定の一部を改正する訓令(案)
- 矢吹町議会正副議長選挙に関する所信表明演説会実施要綱(案)
- 矢吹町議会議員会派規程(案)
- 矢吹町議会報告会実施要綱(案)
- 矢吹町議会一般会議実施要綱(案)
- 矢吹町議会請願及び陳情取扱要綱(案)
- 矢吹町議会議員政治倫理条例(案)
- 矢吹町議会議員政治倫理条例施行規則(案)
- 傍聴者への資料提供に関する実施要項(案)
- 矢吹町議会一般質問実施要領(案)
- 矢吹町議会の議決に付すべき事件に関する条例(案)など